

2 教健第 4 5 4 号  
令和 2 年 8 月 2 0 日

各県立学校長 様

教 育 長

学校における感染リスクの高い活動に対する注意喚起について（通知）

このたび、合唱の地域活動に参加していたことにより、公立学校の生徒や教員を含め、新型コロナウイルス感染者が多数発生しました。

については、児童生徒の感染拡大を防止するため、「新型コロナウイルス感染症県立学校対応マニュアル<改訂第 3 版>」（令和 2 年 8 月 6 日付け 2 教健第 4 1 6 号）により、集団感染に対する対策をとるとともに、下記の内容を踏まえ、改めて学校における感染症対策の徹底を図るようお願いします。

記

- 1 「学校における新型コロナウイルス感染症拡大防止の徹底について（通知）」（令和 2 年 8 月 1 2 日付け 2 教健第 4 4 0 号）から
  - (1) 寮や寄宿舎における感染症対策については、施設の規模や実情に応じて感染症対策を行うこと。
  - (2) 部活動における宿泊を伴う遠征等については、感染者の大幅な増加が見られるような感染リスクの高い地域に移動しようとする場合は、その必要性を慎重に判断すること。
- 2 「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～「学校の新しい生活様式」～（2020.8.6 Ver.3）」（令和 2 年 8 月 7 日付 2 教健第 4 3 3 号）から
  - 集団感染のリスクへの対応について、学校においても、「3密」と「大声」に注意すること。
- 3 「修学旅行など宿泊を伴う学校行事の実施について（通知）」（令和 2 年 6 月 2 6 日 2 教高第 4 7 8 号）
- 4 「学校再開に当たっての教育活動のあり方に関する指針」（令和 2 年 5 月 1 5 日付け 2 教健第 1 7 5 号）

（事務担当	高校教育課	主幹	箱崎	電話	0 2 4 - 5 2 1 - 7 7 6 9）
（	特別支援教育課	主幹	赤坂	電話	0 2 4 - 5 2 1 - 7 7 7 9）
（	健康教育課	主幹	佐藤	電話	0 2 4 - 5 2 1 - 7 7 7 7）

(各教育事務所長経由)

2 教健第 4 5 4 号  
令和 2 年 8 月 2 0 日

各市町村教育委員会教育長 様

福島県教育委員会教育長  
( 公 印 省 略 )

学校における感染リスクの高い活動に対する注意喚起について (通知)

このたび、合唱の地域活動に参加していたことにより、公立学校の生徒や教員を含め、新型コロナウイルス感染者が多数発生しました。

つきましては、児童生徒の感染拡大を防止するため、「新型コロナウイルス感染症県立学校対応マニュアル<改訂第 3 版>」(令和 2 年 8 月 6 日付け 2 教健第 4 1 6 号)等を参考に、集団感染に対する対策をとるとともに、下記の内容を踏まえ、改めて学校における感染症対策の徹底を図るよう、貴所属の幼稚園長、小・中・義務教育学校長及び特別支援学校長へ周知くださるようお願いいたします。

記

- 1 「学校における新型コロナウイルス感染症拡大防止の徹底について (通知)」(令和 2 年 8 月 1 2 日付け 2 教健第 4 4 0 号) から
  - (1) 寮や寄宿舎における感染症対策については、施設の規模や実情に応じて感染症対策を行うこと。
  - (2) 部活動における宿泊を伴う遠征等については、感染者の大幅な増加が見られるような感染リスクの高い地域に移動しようとする場合は、その必要性を慎重に判断すること。
- 2 「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～「学校の新しい生活様式」～(2020.8.6 Ver.3)」(令和 2 年 8 月 7 日付 2 教健第 4 3 3 号) から
  - 集団感染のリスクへの対応について、学校においても、「3密」と「大声」に注意すること。
- 3 「修学旅行など宿泊を伴う学校行事の実施について (通知)」(令和 2 年 6 月 2 6 日 2 教高第 4 7 8 号)
- 4 「学校再開に当たっての教育活動のあり方に関する指針」(令和 2 年 5 月 1 5 日付け 2 教健第 1 7 5 号)

(事務担当	義務教育課	主幹	西牧	電話	0 2 4 - 5 2 1 - 7 7 3 2)
(	高校教育課	主幹	箱崎	電話	0 2 4 - 5 2 1 - 7 7 6 9)
(	特別支援教育課	主幹	赤坂	電話	0 2 4 - 5 2 1 - 7 7 7 9)
(	健康教育課	主幹	佐藤	電話	0 2 4 - 5 2 1 - 7 7 7 7)